

高契・公告第 号

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和6年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和6年4月1日

高松市長 大 西 秀 人

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高契・公告第1号</p> <p>公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基</p>	<p>高契・公告第1号</p> <p>公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基</p>

本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成22年4月12日

本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成22年4月12日

改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）

改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）

改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕（同年6月1日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕（同年4月

1日以降公表分について適用)

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成31年4月1日〔高契・公告第27号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年4月1日〔高契・公告第28号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年5月1日〔高契・公告第45号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年10月1日〔高契・公告第162号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和3年6月1日〔高契・公告第74号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和4年4月1日〔高契・公告第22号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和5年1月1日〔高契・公告第1号〕(同日以降公表

改正 令和6年4月1日〔高契・公告第17号〕（同日以降公表分について適用）

高松市長 大西 秀人

1.2 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1)～(19) 略

(20) 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事（建設業法の29業種区分による。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事を除く。）を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

1.4 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1) 入札書等の提出の項目及びこの1.4における用語の意義

分について適用)

改正 令和5年4月1日〔高契・公告第16号〕（同日以降公表分について適用）

高松市長 大西 秀人

1.2 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1)～(19) 略

(20) 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事（建設業法の29業種区分による。ただし、解体工事にあつては、公告その他の契約の申込みの誘引を平成31年3月31日以前に行ったとび・土工・コンクリート工事を含む。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事を除く。）を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

1.4 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1) 入札書等の提出の項目及びこの1.4における用語の意義

は、次のとおりとする。

ア～エ 略

オ 「追加資料」とは、エ(ア)に掲げる確認資料に係るものにあつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次のとおりとする。

(ア) 単体企業 エ(ア)に掲げる確認資料に記載した内容（営業所（建設業法第3条第1項の営業所をいう。）につき高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項第1号又は第2号に規定する申告がなされていること、入札、契約の締結等の権限の委任等を含む。（イ）及び(ウ)において同じ。）を確認することができる書類であつて、当該建設工事公告において、次の区分により表示するものをいう。

a～c 略

d 委任状（営業所への委任）（建設業法で定める営業所（入札参加資格審査申請の際に委任状を提出していない営業所に限る。）からの入札参加資格確認申請の場合に当該入札、契約の締結等の権限について委任がなされている旨を明らかにしたものをいう。）

別表第2

提出主体 提出時期 入札の区分	単体企業（個人又は法人）		特定建設工事共同企業体	
	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類

は、次のとおりとする。

ア～エ 略

オ 「追加資料」とは、エ(ア)に掲げる確認資料に係るものにあつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次のとおりとする。

(ア) 単体企業 エ(ア)に掲げる確認資料に記載した内容（営業所（建設業法第3条第1項の営業所をいう。）につき高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項第1号又は第2号に規定する申告がなされていること、入札、契約の締結等の権限の委任等を含む。（イ）及び(ウ)において同じ。）を確認することができる書類であつて、当該建設工事公告において、次の区分により表示するものをいう。

a～c 略

d 委任状（営業所への委任）（建設業法で定める営業所からの入札参加資格確認申請の場合に当該入札、契約の締結等の権限について委任がなされている旨を明らかにしたものをいう。）

別表第2

提出主体 提出時期 入札の区分	単体企業（個人又は法人）		特定建設工事共同企業体	
	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類

①	価格競争	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）※1 ・発注工種雇用技術者確認資料※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・備考2に掲げる書類※2 ・主任技術者兼務届※3 ・委任状（営業所への委任）※3 ・営業証明書※4 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）※1 ・発注工種雇用技術者確認資料※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・備考2に掲げる書類※2 ・協定書の写し ・委任状（JV代表者への委任） ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ・委任状（営業所への委任）※3 ・営業証明書※4 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4 	①	価格競争	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）※1 ・発注工種雇用技術者確認資料※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・備考2に掲げる書類※2 ・主任技術者兼務届※3 ・委任状（営業所への委任）※3 ・営業証明書※4 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）※1 ・発注工種雇用技術者確認資料※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・備考2に掲げる書類※2 ・協定書の写し ・委任状（JV代表者への委任） ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ・委任状（営業所への委任）※3 ・営業証明書※4 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4
---	------	---	--	---	--	---	------	---	--	---	--

<p>総合評価の場合に①に加えて提出する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価Ⅰ型（施工計画（土木）採用） ・総合評価Ⅰ型（施工計画（建築）採用） ・総合評価Ⅰ型（施工計画（設備）採用） <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書 ※5 ・施工計画書 ※5 ・施工実績・技術者申告書 ※5 ・「登録基幹技能者の活用」申告書 ※5 ・「災害時の活動体制」申告書 ※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用） ※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書 ※6 ・所有建物に係る照会同意書 ※7 ・「市内企業の活用」申告書 ※6 		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書 ※5 ・施工計画書 ※5 ・施工実績・技術者申告書 ※5 ・「登録基幹技能者の活用」申告書 ※5 ・「災害時の活動体制」申告書 ※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用） ※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書 ※6 ・所有建物に係る照会同意書 ※7 ・「市内企業の活用」申告書 ※6 		<p>総合評価の場合に①に加えて提出する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価Ⅰ型（施工計画（土木）採用） ・総合評価Ⅰ型（施工計画（建築）採用） ・総合評価Ⅰ型（施工計画（設備）採用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書 ・施工計画書 ・施工実績・技術者申告書 ・「登録基幹技能者の活用」申告書 ※5 ・「災害時の活動体制」申告書 ※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用） ※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書 ※6 ・所有建物に係る照会同意書 ※7 ・「市内企業の活用」申告書 ※6 		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書 ・施工計画書 ・施工実績・技術者申告書 ・「登録基幹技能者の活用」申告書 ※5 ・「災害時の活動体制」申告書 ※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用） ※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書 ※6 ・所有建物に係る照会同意書 ※7 ・「市内企業の活用」申告書 ※6 	
----------------------------	--	--	--	--	----------------------------	---	---	--	---	--

	<p>総合評価 I 型 (施工計画不採用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工実績・技術者申告書※5 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6 		<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績・技術者申告書※5 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6 			<p>総合評価 I 型 (施工計画不採用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工実績・技術者申告書 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6 		<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績・技術者申告書 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6 	
--	---	--	---	--	--	---	--	---	--

	総合評価Ⅱ型	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 		<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工実績・技術者申告書及び「災害時の活動体制」申告書については、これらの書類について証明書類の写し等の添付を要する場合にあっては、当該証明書類の写し等を含む。 2 ※2「営業所の所在地要件」の細目において「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とされた案件については、※1の書類の添付と14(1)カ(ア)から(エ)までに掲げる書類を提出する必要がある。ただし、直近2年度における特別徴収通知書掲載者の数が指定技術者数以上である場合は、14(1)カ(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。 3 ※3を付した書類は、該当の場合のみ提出の必要がある。 4 ※4を付した書類は、市内企業又は準市内企業であって、直近の入札参加資格申請の際に営業証明書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出していないものが、提出の必要がある。 5 ※5を付した書類は、当該評価を受けようとする場合に、提出 					
	総合評価Ⅱ型	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 		<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工実績・技術者申告書及び「災害時の活動体制」申告書については、これらの書類について証明書類の写し等の添付を要する場合にあっては、当該証明書類の写し等を含む。 2 ※2「営業所の所在地要件」の細目において「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とされた案件については、※1の書類の添付と14(1)カ(ア)から(エ)までに掲げる書類を提出する必要がある。ただし、直近2年度における特別徴収通知書掲載者の数が指定技術者数以上である場合は、14(1)カ(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。 3 ※3を付した書類は、該当の場合のみ提出の必要がある。 4 ※4を付した書類は、市内企業又は準市内企業であって、直近の入札参加資格申請の際に営業証明書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出していないものが、提出の必要がある。 5 ※5を付した書類は、当該評価を受けようとする場合に、提出 					

の必要がある。

6 ※6及び※7を付した書類は、市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外において、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。ただし、登記事項証明書を提出して当該評価を受ける場合は、※7を付した書類の提出は不要である。

の必要がある。

6 ※6及び※7を付した書類は、市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外において、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。ただし、登記事項証明書を提出して当該評価を受ける場合は、※7を付した書類の提出は不要である。